

暮らし	2・3・8面	保険・衛生	8面
▶国民健康保険のお知らせ		▶しんじゅく100 元気アップ しませんか	
▶新宿ものづくりマイスター 「技の名匠」®認定候補者を募集		お知らせ	4・5・6面
		▶教育長が就任しました	
		新型コロナウイルス関連情報	7面

新型コロナウイルスの状況によりイベント等は中止・変更する場合があります。
最新の情報は新宿区ホームページ等でご確認ください。

しんじゅくコール ☎ 3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 3209-9900
※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

防災用品等の あっせん事業をご利用ください



詳しくは、危機管理課、区立防災センター(市谷仲之町2-42、火曜日・祝日を除く)、特別出張所で配布しているパンフレットや新宿区ホームページでご案内しています。新宿区ホームページから申請書も取り出せます。

問合せ 危機管理課▶危機管理係☎(5273)4592、▶地域防災係☎(5273)3874(いずれも〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階・☎(3209)4069)

防災用品

あっせん業者
東京都葛飾福祉工場☎(3608)3541

備蓄する非常食・飲料水等

食料は
最低3日分

水は1人
1日3ℓ

常備薬・
持病の薬

問合せ 危機管理課地域防災係

避難用品の準備も
しておきましょう



住宅用火災警報器・消火器

あっせん業者や価格等詳しくは、お問い合わせください。

●住宅用火災警報器

都内全ての住宅への設置が都条例で義務付けられています。設置から10年が交換の目安です。自宅の火災警報器が正常に作動するか確認しましょう。

価格(税込) 1個3,300円(取り付けも依頼する場合は4,950円)

●消火器

消火器本体の耐用年数は8年~10年です。新しい消火器を購入する際に、あっせん業者が購入本数分まで古い消火器を無料で回収します。

問合せ 危機管理課地域防災係



住宅用家具転倒防止器具取り付け事業

専門業者をご自宅に派遣し、設置場所に適した家具転倒防止器具の取り付け方法を相談の上、無料で取り付けます。

■器具の種類と家具転倒防止効果



対象 区内在住の方

対象となる家具 たんす、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ

費用 器具の購入費用、天井や壁等に補助工事が必要な場合の費用は利用者負担
※生活保護を受給している世帯の方・災害時要援護者名簿に登録している方

は器具を5点まで無料で取り付けできます(1回のみ)。名簿について詳しくは、地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階)☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

申込み 所定の申請書を郵送・ファックスマたは直接、問合せ先へ。

問合せ 危機管理課危機管理係

感震ブレーカー設置費用助成事業

震度5強以上の揺れを感知すると、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止め、電気火災を防ぎます。

助成件数 80件(1世帯につき1件)

申請期限 令和5年2月28日(必着)

問合せ 危機管理課危機管理係

■助成対象者・対象製品・助成額

対象者	対象製品	助成額
区内に住宅を所有している方	分電盤タイプ(内蔵型・後付型)またはコンセントタイプ	設置費用の3分の2(上限5万円) ※住民税非課税世帯は、設置費用の6分の5(上限6万2,000円)
区内に住宅を新築する方	分電盤タイプ(内蔵型・後付型)	1万円

■助成申請~助成金交付の流れ

① 設置器具・費用の確認	電気工事店に設置する器具の種類・費用を相談し、見積書を用意
② 区へ申請書を提出	令和5年2月28日(必着)までに申請書・見積書・住宅を所有している証明書等を危機管理課へ提出(郵送可)
③ 助成金交付決定	申請書等を審査のうえ交付決定通知書を送付(審査の結果、助成できない場合あり)
④ 設置工事・区へ報告書提出	交付決定通知書が届いてから工事を行う。設置工事完了後、報告書等を速やかに危機管理課へ提出(郵送可)
⑤ 請求書の提出・助成金の交付	令和5年3月31日(必着)までに必要事項を記入の上、請求書を危機管理課へ提出(郵送可)

コラム 新宿の未来のために

▼東日本大震災発生から11年、熊本地震から6年が経ちました。時間の経過により災害の記憶が薄

れる中、私達一人一人が防災意識を持ち続けることが大切です。先月、震度6強の地震が宮城県で発生し、人的・建物被害だけでなく停電や断水等の大規模なライフラインの停止が起きました。東京もいつか地震が発生するかわかりません。いま、多くの町会・自治会・マンション管理組合では、大地震に備えて防災訓練や備蓄を行うほか、災害時の情報伝達や安全確認、避難方法等を決めています。自宅や仕事場のある地域での災害対応について再確認をお願いいたします。1家庭と地域の防災力を高めて災害に強いまちづくり共に取り組んでいきましょう。

▼新型コロナへの対応も3年目を迎えました。今年度は、感染対策を行いながら、地域や学校生活など様々な場面において日常をくり戻せるよう取り組んでいきます。そのための手段の一つとなるのが「新型コロナワクチンのブースター(追加接種)です。一人一人の重症化予防が医療提供体制の負荷軽減につながることから、社会全体での接種を推進しています。区では、区内在勤・在学者対象の3回目接種も実施しています。地元自治体から接種券が届いている在勤・在学者の方で、2回目接種から3か月経過している方は受けられます。ぜひご検討ください。

▼区民の方の利便性向上を図るため、区では、行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化に取り組みしてきました。しかし、対面式による確認を重視する面もあり、改革のスピードが緩やかだとの指摘もいただいています。現在、児童手当や乳幼児子ども医療証の申請講座やイベントの申込み等、様々な申請や申込み手続きをオンラインで受け付けています。また、住民税や保険料の支払いはクレジットカードでの納付を、住民票の写し交付等の手数料の支払いは交通系ICカードでの納付等、現金以外の納付方法を導入してきました。4月からは、新たに住民税・介護保険料等の支払いにPayPayやLINE Payなどの電子マネー納付を導入します。国民健康保険料は6月から、コロナ禍での感染症対策で人々の生活スタイルや価値観は変化し、オンラインの活用やキャッシュレス決済も定着してきました。一方で、オンライン申請が苦手な区民の方にも対応しながら区民サービスの向上に努めてまいります。

区長 吉住 健一
よしずみ けんいち